

障害者自立支援法～利用者負担の軽減～

平成19年4月より障がい福祉サービスに伴う利用者負担の仕組みが変わります。

〈利用者負担の仕組み〉
原則1割負担(図1参照)

①障がい福祉サービスを利用する場合、世帯の収入状況に応じて月額負担の上限が決められます。

(図2参照)

②通所施設サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援など)、ホームヘルプを利用する場合、その世帯の資産の状況により月額負担上限額は4分の1になります。

(図3、4参照)

その他、施設入所やグループホームの利用者に対し、月額負担上限額の減免や、食費・光熱水費に対する軽減も行ないます。障がい福祉サービスに関する質問などありましたらご連絡ください。

◆問い合わせ先

健康福祉課
72-6934

【図1】

■利用者負担のしくみ

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム・ ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)
定率負担	①利用者負担の月額負担の上限額を設定(所得段階別)				
	福祉型個別減免		②月額負担上限額の軽減		
	生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)				
光熱水費・ 食費	補足給付 (食費・光熱水費負担を減免)				補足給付 (食費・光熱水費負担を減免)

利用者負担額決定までの流れ

【図2】 ■月額上限額の設定

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯でサービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が、概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

【図3】

■通所施設(事業)、ホームヘルプ利用の場合

区分	月額負担上限額
低所得1	3,750円
低所得2	6,150円 (通所施設(事業)のみ、もしくは通所施設(事業)と短期入所利用の場合、3,750円)
市町村民税課税世帯 (所得割10万円(注1)未満)	9,300円

【図4】

■軽減の対象となる資産の状況

	預貯金等の額
単身世帯	500万以下
家族同居	1,000万円以下